

# 令和6年度 震災に伴う就学援助制度の御案内

令和6年(2024年)3月6日

鎌倉市教育委員会 学務課

鎌倉市では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により鎌倉市へ転入し、経済的支援を要する児童生徒の保護者の方に対し市立小中学校への就学に必要な費用の援助を行います。

※内容の一部は令和5年度中のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 1 援助を受けられる方(所得要件あり)

鎌倉市立の小中学校に就学しているお子さんがおり、同一世帯の家族全員の前年所得合計が市の定める基準以内の方で、お子さんの就学にお困りで援助を希望する方。

### ●所得限度額の目安

世帯人員	世帯構成(例) ※令和5年12月末日時点	所得限度額の目安	
		持家の場合	借家の場合
2人	父又は母33歳、子8歳	2,600,000円	3,400,000円
3人	父又は母37歳、子12歳、子7歳	3,400,000円	4,300,000円
4人	父42歳、母40歳、子14歳、子10歳	4,300,000円	5,100,000円
5人	父45歳、母42歳、子14歳、子12歳、子9歳	5,000,000円	5,800,000円

※対象となる所得とは、令和5年(2023年)中における世帯全員の所得の合計額です。源泉徴収票においては「給与所得控除後の金額」、確定申告書では「所得金額の合計」の欄の金額となります。

なお、パートに等による所得、不動産や配当等給与以外の所得や、年金・退職金も含まれます。

※所得限度額は目安であり、世帯状況により異なります(借家の場合の目安は、一例として家賃額を59,800円で計算しています)。申請書の提出をもって審査を行った上で認定の可否を決定しますので、援助を希望する方は申請書に必要書類を添えて電子申請又は郵送にて申請してください。

## 2 援助の内容

(円)

援助費目	対象者	年間支給額		備考
		小学校	中学校	
学用品費 宿泊を伴わない校外活動費	1年	13,100	24,800	6月以降に申請した場合は月割りした額を支給
学用品費 通学用品費 宿泊を伴わない校外活動費	小学校2~6年 中学校2・3年	15,350	27,050	
新入学児童生徒学用品費	小学校1年 ★入学前未受給者	51,060	/	5月31日までに申請した場合のみ対象 (小・中学校1年)
	小学校6年	60,000		
	中学校1年 ★小6時未受給者	60,000		
給食費	全員	現物給付	実費	
修学旅行費	小学校6年 中学校3年	実費(共通の経費に限る)		認定日以降に参加した旅行のみ
宿泊を伴う校外活動費	参加者	交通費・宿泊費・見学科 (限度額3,650)	(限度額6,150)	認定日以降に参加した活動のみ
通学費	特別支援学級在籍者	実費		
医療費	該当者	自己負担額分 (社会保険負担額分を除く)		医療券を持参して受診した場合のみ
めがね購入費	該当者	検眼料		検眼券を持参して受診した場合のみ
		めがね 実費(限度額18,000)		めがね購入券を持参して購入した場合のみ

※上記の支給額は、5月31日までに申請し認定された場合の金額です。**6月1日以降に申請した場合は、支給額が異なります。**

★新入学児童生徒学用品費は、入学の前年度中に受給していない方が対象です（入学の前年度に鎌倉市外に住所があった方も同様に他市町村から受給していない場合のみ対象となります）。

※医療費は、学校の健康診断等で以下の疾病がみつきり、学校から治療勧告された場合、医療券を発行し、治療に必要な医療費を援助します。支給を希望する場合、支給決定後に送付する『児童生徒医療券交付申請書』を学校へ提出してください。なお、対象となる疾病は次のとおりです。

- |                |                 |                |
|----------------|-----------------|----------------|
| ①トラコーマ及び結膜炎    | ②白せん、かいせん、のうかしん | ③中耳炎           |
| ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド | ⑤う歯             | ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む） |

※めがね購入費は、学校の健康診断結果等で、めがねによる視力の矯正が必要と判断された場合に、検眼料及びめがね代を援助するものです。支給を希望する場合は、支給決定後に送付する『めがね給付希望票』を学校へ提出してください（視力等の支給条件があります）。

### 3 申請方法

(1) 電子申請の場合

e-kanakgawa での電子申請が可能です。

(鎌倉市ホームページ>ホーム > 市政情報 > 情報政策 > 電子申請・届出)



鎌倉市電子申請システム  
e-kanakgawa

(2) 郵送の場合

『就学援助費交付申請書（兼世帯票）』（以下「申請書」）に記入し、必要に応じて添付書類及び84円切手を貼った返信用封筒を添えて、教育委員会学務課へ郵送してください。

**学校での申請はできません。**

※個人情報が含まれる書類であり、「特定記録」等、配達記録を確認できる方法での郵送を推奨します（郵送中の事故等による未着等については一切責任を負いかねます）。

申請書は教育委員会学務課及び各学校にあります。また、学務課のホームページにてダウンロードすることもできます（ダウンロードは令和6年（2024年）2月15日（木）以降可能）。

(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gakumu/gaku5.html>)。

### 4 申請に必要なもの

(1) 令和6年（2024年）2月16日（金）から令和6年（2024年）5月31日（金）に申請される方（4月から認定）（郵送の場合は5月31日（金）必着）

該当者	書類
全 員	1 申請書 2 家賃額等が分かるもの（詳しくは記入例下部の「※家賃額等の確認書類について」（参照） 3 状況を証明するもの（り災証明書、被災証明書等 写し可） 4 返信用封筒(84円切手を貼り申請者住所を記載したもの)（郵送申請の場合のみ）  <b>令和6年（2024年）1月1日に鎌倉市に住所のない方は以下の書類の添付が必要です</b> <b>令和5年（2023年）分の所得を証明する①～③のいずれかの書類</b> ①令和5年（2023年）分 給与所得や年金所得等の源泉徴収票 ※源泉徴収票の原本を提出できない方は写しを御提出ください。 ②令和5年（2023年）分の所得税の確定申告書（控）（写し） ③令和6年度市県民税申告書（控）（受付印があるもの、写し） <b>※申請時に同一世帯で収入のある方全員の書類が必要です。</b> <b>※期日までに申告しない場合、審査が行えないため支給することができません。</b>
市外在住の方 (区域外就学)	上記の書類に加え、住民票（世帯全員の続柄の入った発行日から3か月以内のもの）が別途必要です。

(2) 令和6年(2024年)6月1日(土)から令和7年(2025年)2月28日(金)に申請される方(6月以降認定)

該当者	書類
令和6年1月1日現在の住民登録が鎌倉市内の方	<b>1 申請書</b> <b>2 家賃額等が分かるもの(詳しくは記入例下部の「※家賃額等の確認書類について」参照)</b> <b>3 状況を証明するもの(り災証明書、被災証明書等 写し可)</b> <b>4 返信用封筒(84円切手を貼り申請者住所を記載したもの)(郵送申請の場合のみ)</b>
令和6年1月1日現在の住民登録が鎌倉市以外の方	上記の書類に加え、以下の書類が必要となります。 <b>令和6年度市県民税課税(又は非課税)証明書</b> (令和6年(2024年)1月1日に住民登録があった市町村で取得できます) <b>※申請時に同一世帯で収入のある方全員の書類が必要です。</b>
市外在住の方(区域外就学)	上記の書類に加え、住民票(世帯全員の続柄の入った発行日から3か月以内のもの)が別途必要です。

## 5 申請期間等

令和6年(2024年)2月16日(金)から令和7年(2025年)2月28日(金)までです。

お子さんが鎌倉市立の小中学校に令和6年(2024年)4月1日に在籍し、**令和6年(2024年)**

**5月31日(金)**までに申請された方は、4月から援助の対象となります。(郵送の場合は5月31日(金)必着)

6月1日(土)以降に申請された方は、原則申請された月から援助の対象となります。

## 6 結果通知について

5月31日(金)までに申請された方は、6月下旬までに結果を通知します。

6月1日(土)以降に申請された方は、申請した月の翌月下旬までに結果を通知します。

また、交付決定した場合、援助費は申請者名義の口座に直接振り込みます。保護者が学用品費などの受領を学校長に委任し、保護者を介さずに直接学校に振り込む制度についてはお問合せください。

## 7 支給予定時期

援助費目	小学校	中学校	備考
学用品費 通学用品費 宿泊を伴わない校外活動費	6月下旬		※6月1日(土)以降の申請者は申請月の翌月下旬に支給
新入学児童生徒学用品費	6月下旬(1年) 1月下旬(6年)	6月下旬	入学前後での重複支給は不可
給食費	4・5・6月分:7月 7月分以降:翌月末		8月分支給なし
修学旅行費	全校実施終了後		
宿泊を伴う校外活動費	全校実施終了後		
通学費	年間の通学費が確定した段階で支給		
医療費	随時		
検眼料及びめがね購入費	随時		

※ 支給時期は目安であり、前後することがありますので御了承ください。

## 8 その他

**※令和5年度に認定された方も申請の手続が必要です（毎年度申請）。**

※援助費のうち、宿泊を伴う校外活動費及び修学旅行費については、学校に支払うべき経費ですので、未納のないよう納入期限までにお支払いください。

※高校生対象の就学援助金の申請は5～6月を予定しています。郵送の場合に限り5月31日までに就学援助費と就学援助金の両方を同封されますと、申請を一度で行うことができます(就学援助金は学生証の写しが必要ですので御注意ください)。

※子どもの家の利用料の減免を4月分から受ける場合は、就学援助の申請及び減免の申請を4月中に行う必要があります。なお、減免の申請先は青少年課又はこどもの家となります。

連絡先 鎌倉市教育委員会 学務課学務担当

電 話 0467-61-3796 (直通) F A X 0467-24-5569

メール [gakumu@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:gakumu@city.kamakura.kanagawa.jp)

送付先 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 第4分庁舎 1階